

○岡山市健康経営・ワークライフバランス推進事業者表彰規程

平成29年9月14日

市訓令甲第143号

(目的)

第1条 この訓令は、岡山市表彰条例（昭和36年市条例第3号）第2条第2項に基づき、健康経営及びワークライフバランスに関する取組を推進している市内企業等を表彰することにより、市内企業等の健康経営及びワークライフバランスに関する取組を促進し、もって市内企業等の発展及び健康で心豊かな暮らしをサポートする地域産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康経営 企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できるとの基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することをいう。
- (2) ワークライフバランス やりがい、充実感等を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる、仕事と生活の調和をいう。
- (3) 市内企業等 市内に営業所、事業所、事務所等を有する企業、公益法人、NPO法人及び個人事業主をいう。

(申請)

第3条 表彰を受けようとする市内企業等は、岡山市健康経営・ワークライフバランス推進事業者表彰申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 別表に掲げる健康宣言に係る実施状況が確認できる書類
- (2) 誓約書（様式第2号）

(3) 取組状況説明書（様式第3号）

(4) 別表に掲げる加点項目に係る取組状況が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、過去に表彰を受けた市内企業等は、前項の規定による申請を行うことができない。

(1) 市内に市内企業等の本店その他これに準ずる主たる事業所を有する場合 市内企業等の本店その他これに準ずる主たる事業所

(2) 市外に市内企業等の本店その他これに準ずる主たる事業所を有する場合 市内企業等の市内に存するいずれか一の営業所、事業所、事務所等

（選考委員会）

第4条 市長は、表彰対象者を選考するため選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、前条第1項の規定による申請を行った者（以下「申請者」という。）の次条第3号の取組について評価し、表彰対象者の選考を行う。

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、産業観光局長をもって充て、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員は、女性が輝くまちづくり推進課長、地域子育て支援課長、保健管理課長、産業政策課長及び産業振興・雇用推進課長をもって充てる。

7 委員長は、必要に応じて、関係者及び参考人の説明又は意見を聴くことができる。

（選考基準）

第5条 表彰対象者は、次に掲げる選考基準を全て満たす者のうち、評価点が上位の者から3者とする。ただし、複数の申請者の評価点が同点となって3者を超える場合については、同点の者全てを表彰対象者とする。

(1) 従業員の健康に配慮する取組に関する宣言（以下「健康宣言」という。）を行い、これを社内外に発信していること。

- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）その他関係法令に関して、第3条の申請のあった日から起算して過去3年以内に重大な違反をしていないこと。
- (3) 健康経営及びワークライフバランスの実現に資する取組を実施していること。
- (4) 前号の取組について、別表に掲げる基準点を満たす評価を受けていること。

（被表彰者の決定）

第6条 市長は、委員会の選考に基づき被表彰者を決定する。

（表彰の除外）

第7条 被表彰者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を行わない。

- (1) 第3条第1項の規定による申請から次条の表彰までの間において、労働基準法、労働安全衛生法、育児・介護休業法その他関係法令に関して重大な違反があったことが判明した場合
- (2) 申請内容に虚偽が認められた場合
- (3) その他市長が表彰を行うことが不相当と認めた場合

（表彰の方法）

第8条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰の時期は、毎年度1回とする。

（取組の公表）

第9条 被表彰者の取組を、市が発行する広報媒体への掲載等により公表するものとする。

2 第6条の規定により、被表彰者とならなかった申請者のうち、第5条各号の選考基準を全て満たす者について、前項に掲げる方法により取組を公表することができる。ただし、当該申請者がこれを望まない場合は、この限りでない。

（庶務）

第10条 表彰に関する庶務は、産業政策課において行う。

（委任）

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年市訓令甲第144号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年市訓令甲第28号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

項目		評価項目	評価基準	評価点
必須事項	経営理念 （第1号関係）	健康宣言の社内外へ発信	全国健康保険協会，健康保険組合，国民健康保険組合等（以下「保険者」という。）によるサポートを受けて，又は保険者によるサポートを受けていなくとも自発的に，健康宣言を明文化，発信及び公示をしていること。	必須
	法令遵守 （第2号関係）	労働基準法等関連法令の遵守	労働基準法，労働安全衛生法，育児・介護休業法その他関係法令に関して，申請時から起算して過去3年以内に重大な違反をしていないこと。	必須
評価事項（第3号関係）	基本評価 基本評価合計の60%を基準点とし，(1)～(3)のうち1つでも取組状況が認められない場合は評価しない。 （第4号関係）	(1) 健康経営の実践に向けた課題把握，対策検討等の土台づくり	左記項目における具体的な取組状況が，効果的及び特徴的な内容であって健康経営の実現に資するものであること。	委員長及び委員による評価 50
		(2) 従業員の心身の健康づくりに係る実際の取組について	左記項目における具体的な取組状況が，効果的及び特徴的な内容であって健康経営の実現に資するものであること。	委員長及び委員による評価 50
		(3) 仕事と家庭の両立支援に係る取組について	左記項目における具体的な取組状況が，効果的及び特徴的な内容であってワークライフバランスの実現に資するものであること。	委員長及び委員による評価 50
	加点項目	健康経営関連類似事業	申請時において経産省の健康経営銘柄に選定又は健康経営優良法人に認定されている。	+5
			申請時において協会けんぽ岡山の健活企業応援プロジェクトにおいて，S・A・B・CランクのうちAランク以上となっている。	+5
			申請時において桃太郎のまち健康推進応援団に参画している。	+5
	他機関及び本市で実施している類似事業における取組状況を加点要素とする。	ワークライフバランス関連類似事業	申請時において心豊かな岡山っ子応援団に参画している。	+5
			申請時において女性が輝く男女共同参画推進事業所認証制度で認証を受けている。	+5
			男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰制度で表彰されたことがある。	+5

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

岡山市長 様

申請者

事業所名

代表者名

印

岡山市健康経営・ワークライフバランス推進事業者表彰申請書

岡山市健康経営・ワークライフバランス推進事業者表彰規程第 3 条に基づき、岡山市健康経営・ワークライフバランス推進事業者表彰を受けたいので申請します。

事業所の所在地	〒 ー				
主 な 業 種	建設業	製造業	運輸業	卸売業	小売業
	医療・福祉	その他（			業）
従 業 員 数	人（常時使用する従業員）				
担 当 者 連 絡 先	部 署 ・ 役 職				
	氏 名				
	電 話 番 号				
	F A X 番 号				
	E - m a i l				

添付書類 ※全て A 4 サイズとしてください。

別表に掲げる健康宣言に係る実施状況が確認できる書類

誓約書（様式第 2 号）

取組状況説明書（様式第 3 号）

別表に掲げる加点項目に係る取組状況が確認できる書類

その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 3 条関係）

岡山市長 様

誓約書

岡山市健康経営・ワークライフバランス推進事業者表彰の申請に当たり、下記の事項を誓約します。

記

1. 申請日から過去 3 年以内に以下の事実がないこと。
 - (1) 労働基準法，労働安全衛生法，育児・介護休業法その関係法令に係る違反により，送検されていること，行政機関により法人名が公表されていること又は是正勧告を受けたが是正措置を講じていないこと。
 - (2) 労働安全衛生法第 7 8 条又は第 7 9 条の規定に基づき安全衛生管理特別指導事業場に指定されていること。
2. 申請内容に虚偽がないこと。
3. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ），暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないこと。

年 月 日

申請者

事業所名

代表者名

印

取組状況説明書

事業所名

※岡山市健康経営・ワークライフバランス推進事業者表彰規程別表に掲げる基本評価に係る取組状況について、取組項目ごとに、実施しているかどうかチェックした上で、内容を記載してください。

※記載した取組状況の内容がわかるもの（関係規程や規則、取組状況が分かる写真等）の写しに番号又は記号を記入して添付してください。（添付資料に記入した番号又は記号を下記の表の添付資料の欄に記入してください。）

(1) 健康経営の実践に向けた課題把握や対策検討等の土台づくり

取組項目	実施	具体的内容・規程等（条項まで記載）	添付資料
健診・検診の受診を勧める取組	<input type="checkbox"/>		
健康増進・過重労働防止に向けた目標・計画	<input type="checkbox"/>		
管理職・社員に対する教育機会	<input type="checkbox"/>		
コミュニケーション促進に向けた取組	<input type="checkbox"/>		

その他取組 ()	<input type="checkbox"/>		
--------------	--------------------------	--	--

(2) 従業員の心身の健康づくりに係る実際的な取組について

取組項目	実施	具体的内容・規程等（条項まで記載）	添付資料
産業医，保健師等による保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供	<input type="checkbox"/>		
食生活改善の取組	<input type="checkbox"/>		
運動機会増進の取組	<input type="checkbox"/>		
受動喫煙対策	<input type="checkbox"/>		
従業員の感染症予防の取組	<input type="checkbox"/>		
長時間労働者への対応の取組	<input type="checkbox"/>		

メンタルヘルス不調者への対応の取組	<input type="checkbox"/>		
その他取組 ()	<input type="checkbox"/>		

(3) 仕事と家庭の両立支援に係る取組について

取組項目	実施	具体的内容・規程等（条項まで記載）	添付資料
育児・介護休業法の次の項目に関して法定基準を上回る取組			
1) 育児関係			
育児休業	<input type="checkbox"/>		
子の看護休暇	<input type="checkbox"/>		
所定外労働の免除	<input type="checkbox"/>		
時間外労働の制限	<input type="checkbox"/>		

深夜業の制限	<input type="checkbox"/>		
所定労働時間の短縮	<input type="checkbox"/>		
2) 介護関係			
介護休業	<input type="checkbox"/>		
介護休暇	<input type="checkbox"/>		
時間外労働の制限	<input type="checkbox"/>		
所定労働時間の短縮等の措置	<input type="checkbox"/>		
その他仕事と家庭の両立支援に係る取組	<input type="checkbox"/>		